

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育人材の確保及び定着を目的として、市内に所在する保育施設等に就職した保育士、保育教諭その他の職員に対し、予算の範囲内において、名護市保育士等緊急確保事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定により公示がされた施設を除く。）をいう。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。
- (4) 病児保育事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の18の規定による届出を行った者で、名護市から病児保育事業の委託を受けた施設をいう。
- (5) 保育施設等 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び病児保育事業所をいう。
- (6) 保育士等 保育施設等に勤務する保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師及び養護教諭並びに認定こども園に勤務する幼稚園教諭をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、市内に所在する保育施設等（公立の保育施設等は除く。）に就職した保育士等のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以降に勤務を開始した者
- (2) 勤務時間（休憩時間を除く。）が月80時間以上である者

- (3) 勤務開始日の属する年度の4月1日時点において、65歳未満である者
 - (4) 保育施設等を設置する法人との直接雇用契約に基づく就業を半年以上行っている者
 - (5) 継続して現在雇用されている保育施設等で勤務する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助金の支給を受けた後に、退職又は、他の保育施設等に転職している者は、当該補助金の交付対象としない。ただし、同一法人内において、勤務する保育施設等が変更になった場合を除く。
- 3 第1項の規定にかかわらず、現に勤務する保育施設等の施設管理者の職にある者は交付の対象としない。

(助成金額)

第4条 勤務開始日から12か月経過する日（以下「勤務開始12カ月経過日」という。）までの勤務期間のうち、前条に規定する要件を満たした月（以下「要件該当月」という。）が6カ月目となる月（以下「交付対象月」という。）の属する年度における助成金額は、150,000円とする。

- 2 前項に規定する助成金を受領した者のうち、勤務開始12カ月経過日からさらに12か月経過する日までの勤務期間のうち、交付対象月の属する年度の助成金の金額は、次の表のとおりとする。

勤務形態	助成金額
パートタイム勤務	75,000円
フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がある。）	
フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がない。）	150,000円

(交付申請)

第5条 前条の規定により、助成金の交付を受けようとする交付対象者は、名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 第3条に規定する要件を勤務開始日から6カ月以上満たしていることが確認できる勤務状況に係る書類
- (4) 資格証等の写し
- (5) 名護市保育士等緊急確保事業助成金勤務休止報告書（様式第4号。産休、育休又

は病休等（以下「休暇」という。）がある者に限る。）

（6） その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する助成金の申請は、初回は勤務開始日から起算して半年経過した日から半年以内に1回、2回目は勤務開始日から起算して1年半経過した日から半年以内に1回申請できるものとする。ただし、市長が認める場合にはその限りではない。

（交付決定等）

第6条 前条第1項の申請書が提出された場合は、当該申請に係る書類等及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、支給の可否を決定したときは、支給決定又は不支給決定を行い、その旨を名護市保育士等緊急確保事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の規定により、助成金の交付が決定した者は、名護市保育士等緊急確保事業助成金請求書（様式第6号）により、助成金の交付を請求することができる。

（決定の取消又は返還）

第8条 市長は、第6条による交付決定後又は助成金の交付後に、当該決定又は交付を受けた者が虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けていた場合は、規則第16条及び第17条の規定によりその全部又は一部の決定を取り消し、及び助成金の返還を命ずるものとする。

（休暇の期間の算定）

第9条 第4条第1項又は第2項及び第5条第3項に定める期間内に休暇がある場合は、休暇の期間を算定から除くものとする。

2 前項の休暇の期間において、月途中で休暇の場合もしくは、月途中で休暇から復帰する場合は、当該月を要件該当月に含めないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第50号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月17日告示第164号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和8年6月2日告示第124号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。